

論壇

調査の事前通知に関する平成26年度の税制改正と税理士の役割

1 事前通知に関する平成26年度の税制改正の内容

平成26年度の税制改正で、税務調査の事前通知に...

2 改正の経緯

税務調査の事前通知に関する今回の改正については、...

的に法律要件として定められたわけである。

この税制改正後に課税庁から示された通達案に対し、...

3 問題提起

今回の税制改正の内容は、一見異論を差し挟む余地はないように思われる。

義務を定めるべきであるとか、事前通知を要しない税務調査が行われた場合にお...

4 今回の改正がもたらす疑問

平成23年12月の国税通則法改正の本旨は、「税務

今回の改正は、その経緯から課税庁側の要望が反映されたものであると考えられる。



菅原英雄【神田】

手続の透明性・納税者の予見可能性を高める観点から、...

申告納税制度の下では、納付すべき税額は申告により確定する。...

このような観点からすると、今回の改正により税務代理権限証書にシ印を付した多くの納税者が、事前通知を受ける行為を税務代理人に任せるとして、法定化された事前通知の項目を意...

5 税務代理の意義

「代理」とは、代理人が本人に代わって意思表示したり、意思表示を受けたりした結果、...

申告内容に誤りがあるれば納税者自ら修正申告するか、あるいは更正処分を受けることで正しい納税額が確定する。...

6 今回の改正をどう理解すべきか

金子宏名誉教授が述べられているように、今回の改正は「前向きの実情に合った改正で、納税義務者を調査の過程から排除すべきものではない」として理解すべきであり、筆者の疑問は全く的外れなかもしれない。

しかし、税理士として今回の改正に関して留意しておくことは、先に行われた国税通則法の立法趣旨を尊重し、かつ、税務代理人としての職責を全うするためにも、納税者の同意を得て課税庁から税務調査の事前通知を受ける場合には、通知の内容が国税通則法74条...

信頼にこたえ、税法に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図るためである。法令に違反した税務官公署の行為を発見したときは、委任の本旨に従い、これを是正させて法令に基づく義務を実現させることも法律家としての税理士の任務である」といえる。

*1 日本税理士会連合会「国税通則法第7章の2 (国税の調査)関係通達案」(法令解釈通達)の制定(案)に対する意見(平成24年7月25日)
*2 東京税理士会「平成26年度税制及び税務行政の改正に関する意見書」(平成25年3月21日)
*3 日本税理士連合会「税理士法改正の必要性について」(平成25年6月)
*4 平成26年1月15日付「税理士界」13頁に、日本税理士会連合会の池田会長は、
*5 平成24年版「改正税法のすべ」233頁
*6 日本税理士連合会編「新税理士法(訂版)」51頁(税務経理協会、2007年)
*7 松沢智「税理士の職務と責任(第3版)」84頁(中央経済社、1995年)
*8 金子宏「税理士法の改正」(日本税務研究センター「税研」2014年3月号12頁)